



山形県公報

平成27年12月25日(金)

号 外 (28)

目 次

条 例

- 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 8
- 山形県職員の退職管理に関する条例…………… (人 事 課) …同
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例…………… (同) … 9
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …同
- 行政不服審査法施行条例…………… (学事文書課) …同
- 山形県行政手続条例の一部を改正する条例…………… (同) …11
- 山形県情報公開条例等の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …13
- 山形県個人番号の利用に関する条例…………… (情報企画課) …16
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を
廃止する条例…………… (同) …18
- 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例…………… (子ども家庭課) …19
- 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例…………… (健康福祉企画課) …同
- 山形県立産業技術短期大学校条例等の一部を改正する条例…………… (雇用対策課) …23

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (議会)
 - 1 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないこととした。(第9条の2関係)
 - 2 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、議長は、次に掲げる場合を除き、山形県議会情報公開審査会に意見を求めて、当該審査請求に対する裁決をするものとした。(改正後の第10条関係)
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合
 - 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員の退職管理に関する条例 (県条例第53号) (人事課)
 - 1 この条例は、地方公務員法(以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の退職管理に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
 - 2 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定め

るものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととした。（第2条関係）

3 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととした。（第3条関係）

4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第54号）（人事課）

1 行政不服審査法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（財政課）

1 採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成27年12月26日から施行することとした。

◇ 行政不服審査法施行条例（県条例第56号）（学事文書課）

1 この条例は、行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の組織及び運営に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）

2 法第81条第1項に規定する機関として、山形県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこととした。（第3条関係）

3 審査会は、委員5人以内で組織することとした。（第4条関係）

4 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱することとし、その任期は3年とすることとした。（第5条第1項及び第2項関係）

5 県は、法第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面（法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）の交付を受ける審査請求人（再審査請求にあっては再審査請求人）又は参加人から手数料を徴収することとし、その額は、交付する写し又は書面の枚数1枚につき10円（規則で定める写し又は書面にあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額）とすることとした。（第12条第1項及び第2項並びに第13条関係）

6 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県行政手続条例の一部を改正する条例（県条例第57号）（学事文書課）

1 行政手続法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県情報公開条例等の一部を改正する条例（県条例第58号）（学事文書課）

1 山形県情報公開条例の一部改正

(1) 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（以下「法」という。）第9条第1項の規定は、適用しないこととした。（第10条の4関係）

(2) 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならないこととした。（改正後の

第11条関係)

イ 審査請求が不適法であり、却下する場合

ロ 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

2 山形県個人情報保護条例の一部改正

(1) 開示等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、法第9条第1項の規定は、適用しないこととした。（第21条の3関係）

(2) 開示等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会（実施機関が議会である場合にあっては、山形県議会個人情報保護審査会）に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならないこととした。（改正後の第22条関係）

イ 審査請求が不適法であり、却下する場合

ロ 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

3 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

開示請求等に係る不作為を山形県情報公開・個人情報保護審査会に係る手続の対象とすることとした。

4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例（県条例第59号）（税政課）

1 徴収猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 納付方法の見直し

イ 知事は、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合には、その猶予に係る徴収金の納付又は納入については、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内において、その猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとした。（第12条の2第1項前段関係）

ロ イの場合において、知事は、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下「各分割納付等金額」という。）を定めることとした。（第12条の2第1項後段関係）

ハ 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がイにより定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができることとした。（第12条の2第2項関係）

(2) 申請手続等の整備

イ 徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、一定の事項を記載した申請書に、一定の書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

（第12条の3第1項～第6項関係）

ロ イにより申請書に添付すべき書類については、イにかかわらず、地方税法（以下「法」という。）第15条の2第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しないこととした。（第12条の3第7項関係）

ハ 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならないこととした。（第12条の3第8項関係）

2 換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 職権による換価の猶予の手續等の整備

知事は、職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、一定の書類の提出を求めることができることとした。（第12条の5第1項及び第2項関係）

(2) 申請による換価の猶予制度の創設

知事は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとした。（第12条の6及び第12条の7関係）

3 担保の徴取を不要とする場合について、徴収の猶予又は換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とすることとした。（第12条の8関係）

4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県個人番号の利用に関する条例（県条例第60号）（情報企画課）

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）

2 県の執行機関が個人番号及び特定個人情報の利用を行うことができる事務を定めることとした。（第3条及び別表関係）

3 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（県条例第61号）（情報企画課）

1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、県が行う電子署名に係る認証業務を廃止することとした。

2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇ 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第62号）（子ども家庭課）

1 婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢に係るものを廃止することとした。

2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇ 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（県条例第63号）（健康福祉企画課）

1 この条例は、薬物の濫用防止に関する施策を推進するための基本的な事項を定めるとともに、必要な規制等を行い、もって薬物の濫用から県民の生命と安全を守り、及び県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）

2 この条例の対象となる薬物は、次に掲げる物とすることとした。（第2条関係）

(1) 大麻取締法第1条に規定する大麻

(2) 覚せい剤取締法第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬

(4) あへん法第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら

(5) 毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をい

- う。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物（以下「指定薬物」という。）
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）
- 3 県の責務並びに県民、事業者、県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者、不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者及び貨物の運送業を営む者の役割について定めることとした。（第3条～第8条関係）
- 4 県は、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備することとした。（第9条第1項関係）
- 5 県は、薬物の濫用から県民の生命と安全を守るため、薬物の危険性に関する情報を収集するとともに、県民に必要な情報を提供することとした。（第10条関係）
- 6 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めることとした。（第11条関係）
- 7 県は、薬物の濫用によりその依存症となった者（以下「薬物依存者」という。）の治療、薬物の依存症からの回復及び社会復帰を支援するとともに、新たな薬物依存者の発生を防止するため、薬物の依存症の治療に関する専門的知見を有する医療機関、薬物依存者に対する支援団体等との連携を図ることとした。（第12条関係）
- 8 知事は、2の(7)に掲げる薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができることとした。（第13条第1項関係）
- 9 8による指定は、知事指定薬物が2の(1)から(6)までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うこととした。（第15条第1項関係）
- 10 何人も、正当な理由により行う場合として規則で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第16条関係）
- (1) 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- (3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること（販売又は授与の目的で所持する場合を除く。）。
- (5) 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定による禁止をされた物品（以下「広域規制物品」という。）を、同条第2項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、所持すること。
- (6) 広域規制物品を医薬品医療機器等法第76条の6の2第2項の規定により当該広域規制物品に係る禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。
- (7) 指定薬物、知事指定薬物又は広域規制物品をみだりに使用し、製造し、栽培し、販売し、授与し、又は所持することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
- 11 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物を業務上取り扱う場所その他10に掲げる行為に関係ある場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物を収去させることができることとした。（第17条第1項関係）
- 12 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができることとした。（第18条第1項関係）

- (1) 10の(1)に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者
 - (2) 10の(2)に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者（県の区域外における販売又は授与の目的で所持した者を含む。）
 - (3) 10の(3)に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者
 - (4) 10の(4)に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者（販売又は授与の目的で所持した者を除く。）
 - (5) 10の(5)に違反して広域規制物品を所持した者
 - (6) 10の(6)に違反して広域規制物品を購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者
 - (7) 10の(7)に違反して場所を提供し、又はあっせんした者
- 13 知事は、12による警告（12の(5)及び(7)に掲げる者に対する警告を除く。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用若しくは広域規制物品の購入、譲受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物等の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができることとした。（第19条第1項関係）
- 14 知事は、次のいずれかに該当するときは、12の(1)から(4)まで又は(6)のいずれかに該当する者に対し、12による警告を発することなく、知事指定薬物等の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができることとした。（第19条第2項関係）
- (1) 薬物の濫用から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、12による警告を発するいとまがないとき。
 - (2) 12の(1)から(4)まで又は(6)のいずれかに該当する者が、過去に12による警告（12の(5)及び(7)に掲げる者に対する警告を除く。）を受けたことがあるとき。
- 15 知事は、2の(7)に掲げる薬物を含有すると疑われる物品の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該物品を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、購入し、譲り受け、使用し、又は当該物品の使用等の場所を提供し、若しくはあっせんし、若しくは当該物品の運送を行う者に対し、当該行為を中止し、又は当該物品を廃棄し、若しくは回収することその他必要な措置を採るべきことを勧告することができることとした。（第20条第1項関係）
- 16 公安委員会は、2の(7)に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができることとした。（第21条関係）
- 17 何人も、家族、知人その他の者についての医薬品医療機器等法、この条例その他の関係法令に違反する薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用に関する情報を入力したときは、速やかに県又は関係機関に通報することとした。（第22条関係）
- 18 13の命令（12の(1)又は(2)に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。（第24条関係）
- 19 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。（第25条関係）
- (1) 10（10の(1)又は(2)に係るものに限る。）に違反した者
 - (2) 13の命令（12の(3)又は(4)に係るものに限る。）に違反した者
- 20 10（10の(3)又は(4)に係るものに限る。）に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。（第26条関係）
- 21 11による立入り、調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は11による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処することとした。（第27条関係）
- 22 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、18から21までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

しても、各本条の罰金刑を科することとした。（第28条関係）

23 13の命令（12の(6)に係るものに限る。）に違反した者は、5万円以下の過料に処することとした。（第29条関係）

24 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立産業技術短期大学校条例等の一部を改正する条例（県条例第64号）（雇用対策課）

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

条 例

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第9条の2 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第10条を次のように改める。

（審査請求に関する手続）

第10条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、議長は、次に掲げる場合を除き、山形県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めて、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

第11条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の第10条に規定する異議申立てについては、なお従前の例による。

山形県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該

職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正)

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第242号中「第32条の4第1項第5号ロ」を「第32条の4第1項第6号ロ」に改め、同項第251号中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改める。

附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の組織及び運営に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(審査会)

第3条 法第81条第1項に規定する機関として、山形県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第11条 第3条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料)

第12条 県は、法第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人（再審査請求にあっては再審査請求

人）又は参加人（以下「審査請求人等」という。）から手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の額は、交付する写し又は書面の枚数（日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（規則で定める写し又は書面にあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額）とする。
- 3 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁、法第66条第2項に規定する場合にあっては再審査庁）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を免除することができる。

第13条 県は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人等から手数料を徴収する。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、同条第3項中「審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁、法第66条第2項に規定する場合にあっては再審査庁）」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第15条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第57号

山形県行政手続条例の一部を改正する条例

山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例

（山形県情報公開条例の一部改正）

第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第10条の4 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第11条を次のように改める。

（審査請求に関する手続）

第11条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

（山形県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第21条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第21条の3 開示等決定若しくは第19条及び第21条において準用する第13条第1項の規定による決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第22条を次のように改める。

（審査請求に関する手続）

第22条 開示等決定若しくは第19条及び第21条において準用する第13条第1項の規定による決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会（実施機関が議会である場合にあっては、山形県議会個人情報保護審査会）に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

第33条第1項中「異議申立て（以下「異議申立て」という。）」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「不服申立てに係る公文書」を「審査請求に係る公文書」に、「に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく審査請求若しくは異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を「若しくは同条例第4条第3項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求」に、「に対する不服申立て」を「若しくは同条例第11条第2項に規定する開示請求、同条例第17条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第20条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に改める。

第8条第1項中「不服申立てに係る公文書」を「審査請求に係る公文書」に改め、同条第2項及び第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の山形県情報公開条例第11条及び改正前の山形県個人情報保護条例第22条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する不服申立てに係る改正前の山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づく調査審議については、なお従前の例による。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の7条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第12条の2 知事は、法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（次項、次条第1項及び第3項並びに第12条の8において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び次条第5項において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その猶予に係る徴収金の納付又は納入については、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内において、その猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合において、知事は、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更したときは、その旨、変更後の当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第12条の3 徴収の猶予（法第15条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額

(4) 猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、各分割納付等期限及び各分割納付等金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、

- 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 4 前項の申請書には、第2項第2号から第4号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 5 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及びその猶予期間の延長を受けようとする期間
- (3) 第1項第5号に掲げる事項
- (4) 猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第2項第2号に掲げる書類
- (2) 猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 7 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号及び前項第3号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しない。
- 8 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。
- （職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）
- 第12条の4 第12条の2の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（次条第1項及び第12条の8において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の5第2項において

読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（次条第2項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「金額を」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の9の3第1項に規定する金額を限度とする。）を」と、「において、その猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」とあるのは「の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第12条の5 知事は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 第12条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、その猶予を受けた者に対し、第12条の3第2項第2号、同条第6項第2号及び第3号並びに前項第2号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類の提出を求めることができる。

（申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第12条の6 第12条の2の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（次条第1項及び第5項並びに第12条の8において「申請による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（次条第3項及び第5項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「金額を」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項に規定する金額を限度とする。）を」と、「において、その猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」とあるのは「の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第12条の7 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、徴収金の納期限から6月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第12条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 各分割納付等期限及び各分割納付等金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、第12条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 申請による換価の猶予期間の延長を申請しようとする者は、第12条の3第5項第1号、第2号及び第4号並びに第1項第3号に掲げる事項その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、第12条の3第2項第2号並びに同条第6項第2号及び第3号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

5 第12条の3第8項の規定は、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長の申請をした者について準用する。この場合において、同項中「法第15条の2第6項」とあるのは「法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第6項」と、「同条第7項」とあるのは「法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項」と読み替

えるものとする。

（担保の徴収）

第12条の8 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第16条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第29条第4項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第49条第1項第2号、第52条第1項第2号、第53条第2項並びに第54条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則第15条の2の2の3第1項第3号及び附則第15条の3第1項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

（山形県産業廃棄物税条例の一部改正）

第2条 山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに」を「第15条の2の2から第15条の3まで及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第49条第1項第2号、第52条第1項第2号、第53条第2項並びに第54条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第5項の規定 平成29年4月1日
 - 第1条中県税条例附則第15条の2の2の3第1項第3号及び第15条の3第1項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）第12条の2、第12条の3及び第12条の8（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 新条例第12条の4及び第12条の8（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 新条例第12条の7及び第12条の8（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。（事業税に関する経過措置）
- 新条例第49条第1項第2号、第52条第1項第2号、第53条第2項並びに第54条第1項及び第2項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

山形県個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち県の執行機関が行うものとする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 県の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該県の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1

| 執行機関 | 事務 |
|------|---|
| 1 知事 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 知事 | 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|--|---|
| 1 知事 | 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2 知事 | 地方税法の規定による県税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの |
| 3 知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 4 知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年12月県条例第54号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する発行手数料であって、この条例の施行の際現に同

項又は同条第2項の規定により納付されていないものについては、なお従前の例による。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第42項を削る。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第2条第1項の規定による発行手数料の徴収及び同条第2項の規定による発行手数料の納付に係る事務については、なお従前の例による。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第62号

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第63号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例

（目的）

第1条 この条例は、薬物の濫用防止に関する施策を推進するための基本的な事項を定めるとともに、必要な規制等を行い、もって薬物の濫用から県民の生命と安全を守り、及び県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物（以下「指定薬物」という。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性

が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

（県の責務）

第3条 県は、この条例の定めるところにより、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の役割）

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、県が実施する薬物の濫用防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、薬物に係る行為で法律又はこの条例の規定に違反するものを助長し、及び当該行為に利用されることがないように努めなければならない。

（不動産の譲渡等をしようとする者の役割）

第6条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を医薬品医療機器等法、この条例その他の関係法令に違反する薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用（以下「薬物違法行為」という。）の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が薬物違法行為の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、当該不動産が薬物違法行為の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨を定めるよう努めなければならない。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の役割）

第7条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講ずるものとする。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が薬物違法行為の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

（貨物の運送業を営む者の役割）

第8条 貨物の運送業を営む者は、運送する貨物が薬物（その販売、授与、所持、購入又は譲受けが医薬品医療機器等法、この条例その他の関係法令に違反するものである場合の当該薬物に限る。）であることを知ったときは、当該貨物の運送に係る契約を解除し、又は契約を締結しないよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第9条 県は、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、薬物の濫用防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体、薬物の濫用防止を目的とする団体等との連携及び協力を図るものとする。

（情報の収集及び提供）

第10条 県は、薬物の濫用から県民の生命と安全を守るため、薬物の危険性に関する情報を収集するとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

（教育及び啓発の推進）

第11条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育

及び啓発に努めるものとする。

（薬物の依存症からの回復及び社会復帰の支援等）

第12条 県は、薬物の濫用によりその依存症となった者（以下「薬物依存者」という。）の治療、薬物の依存症からの回復及び社会復帰を支援するとともに、新たな薬物依存者の発生を防止するため、薬物の依存症の治療に関する専門的知見を有する医療機関、薬物依存者に対する支援団体等との連携を図るものとする。

（知事指定薬物の指定）

第13条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ山形県薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 第1項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示して行う。

（指定手続の特例）

第14条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。

2 知事は、第2条第7号に掲げる薬物が、他の地方公共団体の条例に基づき、指定薬物に準ずる手続による科学的知見に基づく検証を経て指定薬物に準ずる規制が行われることとなったときは、当該薬物を前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。

3 知事は、前2項の場合における前条第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を審議会に報告するものとする。

（指定の失効）

第15条 第13条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により第13条第1項の規定による指定が効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第24条から第28条までの規定は、第1項の規定により第13条第1項の規定による指定が失効する前にした行為についても、これを適用する。

（販売等の禁止）

第16条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、正当な理由により行う場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。

(2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。

(3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

(4) 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること（販売又は授与の目的で所持する場合を除く。）。

(5) 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定による禁止をされた物品（以下「広域規制物品」という。）を、同条第2項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、所持すること。

(6) 広域規制物品を医薬品医療機器等法第76条の6の2第2項の規定により当該広域規制物品に係る禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

(7) 指定薬物、知事指定薬物又は広域規制物品をみだりに使用し、製造し、栽培し、販売し、授与し、又は所持することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

（立入調査等）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下この項において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他前条各号に掲げる行為に関係ある場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の職員は、同項の規定による権限を行使するに際し、必要に応じて警察官に協力を求めることができる。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警告）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

(1) 第16条第1号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

(2) 第16条第2号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者（県の区域外における販売又は授与の目的で所持した者を含む。）

(3) 第16条第3号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

(4) 第16条第4号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者（販売又は授与の目的で所持した者を除く。）

(5) 第16条第5号の規定に違反して広域規制物品を所持した者

(6) 第16条第6号の規定に違反して広域規制物品を購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者

(7) 第16条第7号の規定に違反して場所を提供し、又はあっせんした者

2 知事は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項各号のいずれかに該当したときは、行為者に警告を発するほか、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

3 第1項の規定による警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

4 公安委員会は、警察職員が第16条第5号から第7号までに掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

（措置命令）

第19条 知事は、前条第1項の規定による警告（同項第5号及び第7号に掲げる者に対する警告を除く。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲り受け若しくは使用若しくは広域規制物品の購入、譲り受け若しくは使用の中止（次項において「知事指定薬物等の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物等の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 薬物の濫用から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第1項の規定による警告を発するいとまがないとき。

(2) 前条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者が、過去に同項の規定による警告（同項第5号及び第7号に掲げる者に対する警告を除く。）を受けたことがあるとき。

（緊急時の勧告）

第20条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物を含有すると疑われる物品の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該物品を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、購入し、譲り受け、使用し、又は当該物品の使用等の場所を提供し、若しくはあっせんし、若しくは当該物品の運送を行う者に対し、当該行為を中止し、又は当

該物品を廃棄し、若しくは回収することその他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行った場合で、必要と認めるときは、県民に当該勧告に係る物品に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨を審議会に報告するものとする。

（公安委員会の要請）

第21条 公安委員会は、第2条第7号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

（通報義務）

第22条 何人も、家族、知人その他の者についての薬物違法行為に関する情報を入手したときは、速やかに県又は関係機関に通報するものとする。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第24条 第19条の規定による命令（第18条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条の規定（同条第1号又は第2号の規定に係るものに限る。）に違反した者

(2) 第19条の規定による命令（第18条第1項第3号又は第4号に係るものに限る。）に違反した者

第26条 第16条の規定（同条第3号又は第4号の規定に係るものに限る。）に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第17条第1項の規定による立入り、調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第29条 第19条の規定による命令（第18条第1項第6号に係るものに限る。）に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県立産業技術短期大学校条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第64号

山形県立産業技術短期大学校条例等の一部を改正する条例

（山形県立産業技術短期大学校条例の一部改正）

第1条 山形県立産業技術短期大学校条例（平成4年12月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2条中「第15条の6第1項第2号」を「第15条の7第1項第2号」に改める。

（山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部改正）

第2条 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（平成18年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の備考中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

（山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正）

第3条 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年12月県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第4条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。